⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　その他詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasushi Aoki, Director of Administration Department, Head Office of Tsuruga Decommissioning Demonstraition, Sector of Tsuruga Decommissioning Demonstration of Japan Atomic Energy Agency
⑵　Classification of the Products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
①　Electricity to use in Prototype Fast Breeder Reactor Monju. 61,198,863kWh
②　Electricity to use in Fugen Decommissioning Engineering Center. 30,926,400kWh
⑷　Delivery period :
①②　from 1 April 2021 to 31 March 2022
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③　have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency or through Single qualification for every ministry and agency,
④　not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency.
⑤　Obtain registration of electricity retail business in accordance with Article 2—2 of the Electricity Business Act
⑥　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2
⑺　Time limit for tender :
①②　5 : 00 PM, 12 February 2021
⑻　Contact point for the notice : Purchasing Section, Administration Department, Head Office of Tsuruga Decommissioning Demonstraition, Sector of Tsuruga Decommissioning Demonstration, JAEA, 65—20 kizaki Tsuruga-shi Fukui-ken 914—8585 Japan. Tel 0770—21—5025

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年12月９日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部　地域共生部長　青木　　寧
◎調達機関番号　817　◎所在地番号　18
○第03—4402—２号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量
①　敦賀事業本部事務所他で使用する電気　1,408,909kWh
②　敦賀総合研究開発センター他で使用する電気　1,480,000kWh
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　使用期間　①②令和３年４月１日から令和４年３月31日まで
⑸　需要場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当機構が別途提示する各需要場所の月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価とすること。なお、落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
※入札金額の算定にあたり、力率割引又は割増については仕様書のとおりとし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については考慮しないこととする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構競争参加者資格審査又は国の競争参加者資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、当該年度における「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。競争参加者資格審査を受けていない者は、開札の前までにその審査を受け、資格を有することが認められていること。
⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準じるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
⑹　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業者としての登録を得ている者であること。
⑺　二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
⑻　入札説明書の交付を受けた者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒914—8585 福井県敦賀市木崎65—20　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　敦賀事業本部　地域共生部　調達課　電話0770—21—5025
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から機構ホームページ（入札情報等）又は上記３⑴の問合せ先にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　実施しない。
⑷　入札書の受領期限
①②　令和３年２月12日午後５時00分（郵送の場合は必着のこと）
⑸　開札の日時及び場所
①　令和３年２月15日午後２時00分
②　令和３年２月15日午後３時00分
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀事業本部事務所１階　入札室
4　電子入札システムの利用　本件は、日本原子力研究開発機構電子入札システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。
5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に求められる義務　この一般競争入札に参加を希望する者は、封かんした入札書の他に、当機構の交付する入札説明書に定められる入札仕様書等及び証明書等を入札書説明書に定められた期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、仕様書及び必要な証明書等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。